

○御宿町教育施設検討委員会設置要綱

令和2年3月24日教育委員会要綱第1号

改正 令和2年7月13日教委告示第11号

令和4年3月3日教委告示第4号

御宿町教育施設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 御宿町内の教育施設の整備方針を検討するため、御宿町教育施設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について調査・検討し、その結果を町長に報告するものとする。

- (1) 教育施設の整備方針に関すること
- (2) 前項に掲げるもののほか、学校施設の整備に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 議会議員 3名以内
- (2) 教育団体代表 2名以内
- (3) 各学校代表 3名以内
- (4) 保護者代表 3名以内
- (5) 学識経験者 2名以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委員会が検討結果を町長に報告する日までとする。ただし、その職にあるため委員となった者の任期はその在職中とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初の会議は町長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開会することはできない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(報償費)

第7条 委員が会議に出席した場合は、次に定めるところにより、報償費を支給する。

(1) 委員長 3,000円

(2) 委員 2,900円

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育課において行う。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月13日教委告示第11号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年3月3日教委告示第4号)

この告示は、公示の日から施行する。